

第8回 河南町協働のまちづくりを考える懇話会 議事録（要旨）

日時：平成25年4月19日（金）

14:00～16:00

場所：役場4階大会議室北

◆参加者

懇話会）浅岡保裕委員、尾野伸一委員、笈俊彦委員、佐々木希絵委員、杉本孝委員、
大門晶子委員、若生謙二座長

（50音順）

町） 森田総合政策部長、上野秘書企画課長、和田係長、大喜多主事

◆内 容（抜粋）

～テーマ1.『行政手続の適正化について』～

○行政手続を条文をもって適正化する主旨・目的、河南町ではすでに「河南町行政手続条例が施行されているにもかかわらず、「河南町版まちづくり基本条例」にも条文を規定する必要性について、別添資料のとおり事務局から説明したうえで意見交換を行った。

佐々木委員）行政手続条例を尊重するかという意味では、尊重するのは当たり前だ。

笈委員） 行政運営に関わる公平性の確保、権利・利益の保護のために、河南町でも行政手続の適正化は、条文で規定する必要がある。

若生座長）まちづくり基本条例はまちづくりに対する住民の距離感を縮めるためには必要であり、まちづくり身近で感じられるようにするうえで「行政手続の適正化」の条文が必要なのかという視点で判断すれば良い。

佐々木委員）以前、町所有のマイクロバスの貸出を相談したことがあるのだが、行政手続条例を知っていれば、もっと詳細に相談することができ、細かい部分まで説明を聞き出せたかと思う。

若生座長）協働のまちづくりを進めるためには、職員が分かりやすく説明することが大事。行政手続が周知されており、担当職員の説明が適正であれば、まちづくりは加速する。

笈委員） 「行政手続の適正化」の条文は必要。まちづくりには町民の協力を仰ぐべきであり、協力を得るには、行政運営において公平性が確保されており、住民の権利・利益が保護されていることを、住民に説明しなければならぬからだ。

大門委員）行政手続に関する条例の存在を知らない住民もいる。情報共有の促進も踏

まえて、行政手続についての情報提供を行ってほしい。

尾野委員) 行政手続法や河南町行政手続条例がどのように関わるのか周知は必要。

佐々木委員) 行政の「見える化」もあるので、行政手続を見ようと思う人には見えるようにしたい。

浅岡委員) 「行政手続の適正化」の条文は必要。懇話会に参加してはじめて河南町行政手続条例を知ったのだが、多くの住民にも知ってもらい、1つのステップとして盛り込むべきではないか。

笥委員) 周知とまではいなくても、興味がある人には知ってもらう必要がある。

大門委員) 行政手続がまちづくりに関わる事の理解は得られたので、どのような内容をまちづくり基本条例に盛り込むべきかが問題となる。まず一つ目は「まちづくりに関する情報により分かりやすく、アクセスしやすくするための情報共有の促進」であり、二つ目は「優しい表現で分かりやすい文言にする」といった内容が考えられるのでは。

若生座長) 例えば、「行政手続の適正化」は行政手続に住民がアクセスしやすくなる場所にあり、該当する行政手続について担当する職員の対応は丁寧にするといった表現になるのではないか。そこで、行政手続を担う行政に対して、何か感じることはないか。

笥委員) 東日本大震災からの復興ボランティアが活動しやすくなるような対応を行うべき。

杉本委員) ボランティアの参加が進まない理由として、ボランティアが担当するのか、行政が担当するのか、活動範囲の区分けが難しく、危険性を考慮すると、その判断が慎重にならざるを得ないからだ。

尾野委員) 行政がやるべき事なのか、住民がやるべき事なのか明確にすることは難しい。

佐々木委員) ボランティアが自発的に動けるように、行政の受け皿を柔軟にする必要がある。行政がボランティアを断るのであれば、その理由を示すのも行政の役割だ。

浅岡委員) 手続を知らない住民がトライ回しや門前払いにされるのではなく、相談にのってもらえる部署に案内されるようにすることが大事。

少し前、大阪市内各区の窓口対応に星を付けて格付け評価する試みがあったが、星が付かない区もあった。その点河南町は顔を知っている人も多いので、申請に先立ち電話相談をしたとしても、親身に対応してもらえる。

若生座長) 行政手続を規定するには、今までの挙げられた意見にあった積極的な住民対応を盛り込む一方で不当な要求が生じないよう、公共の利益のための対応という視点を盛り込むなど、住民と行政、お互いの距離感を縮める方が良い。また、行政手続き自体を分かりやすくするという表現が欲しい。

～テーマ2. 『住民の権利及び責務について』～

○住民に求められるまちづくりの方向性について、過去の懇話会における意見を事務局が披露したうえで、府内先行自治体の条文例を紹介。その後、意見交換を行った。

佐々木委員) 知る権利は是非とも入れたいが、どうか。

杉本委員) 実際にまちづくりに参加しない人ほど、声高に権利を主張し、コツコツと取り組んでいる人ほどそんなことを言わない。河南町に本当に必要な権利を考えることもなく、権利を規定しすぎると、権利の濫用につながるので、自制したい。

浅岡委員) まちづくりに参加しなくてもいいと、わざわざ規定する必要はない。条文をたてに参画しないことの正当化されるだけだ。参加しない権利が規定されなくても、参加しない人は参加しないので、杉本委員の意見のとおり、この権利の条文への規定は、控えた方がよい。

大門委員) 権利と責務という表現は用いずに、住民の自発的なまちづくりを盛り上げるような視点として役割という表現が、本町にふさわしいのではないか。

若生座長) まちづくりへの住民の参画を自明であるとして、役割という表現にするというのは、新鮮だ。

浅岡委員) まちづくりは住民の自発的な行動によるものだということを条文で知らせたい。

佐々木委員) 住民の力は小さいと感じる人もいるが、決して小さくはない。小さいから権利を行使しないということにならないように、責務でまちづくりへの参画を強制するとまではいかななくても、参画を意識させる表現にしたい。

大門委員) 責務については制裁的な強制ではなく、努力を求めるような表現とすれば。それと、かなんフェスへの参画を促すには、地域社会への参加といった内容の条文がいるだろう。

若生座長) まとめとして、担い手には、知る権利とまちづくりに係る発言・行動に責任をもってもらい、責務等の表現は、役割という表現に置き換えるなど柔軟な表現とする方向で考えていただきたい。

～テーマ3. 『議会等の役割及び責務について』～

○議会・議員に求められるまちづくりの方向性について、過去の懇話会における意見を事務局が披露したうえで、府内先行自治体の条文例を紹介。その後、意見交換を行った。

佐々木委員) 先行する自治体の事例をみると、ありふれた内容ばかりなので、あえて

条文に規定するならば、どういった役割・責務とするのか。

杉本委員) 現在、議会・議員が実践していることばかりを先行自治体では条文に規定している。そこで、例えば議員については、現在、河南町で行われている各種行事(葛城山や金剛山の登山道の清掃等)の積極的な参加に努めるといった内容を盛り込んでみてはどうか。

若生座長) 議会がどのような活動をしているのかという「見える化」について、議会の取り組みはあるのか。

杉本委員) 会派ごとに組み組んだりしている。

笥委員) 議会・議員の役割としては、行政運営の監視をしてもらうのが何よりだ。そして、どのような監視を行ったのか、監視結果についての情報を住民に流してほしい。

佐々木委員) 住民への情報の流し方が悩ましい。すでに行われている傍聴や議会だより以外にも、各議員の活動報告を配布しているくらい。議会としてどう情報発信していくのかは課題である。

浅岡委員) 笥委員同様、行政のチェックはしてほしい。また、住民意見を吸い上げる部署を行政が設置するのであれば、その条例化に努めてもらいたい。情報発信については、フリーペーパーを配布するところから進めて、タブレット端末の配布・情報発信をしてもらいたい。

大門委員) まちづくりにおける懇話会からの意見については、懇話会に参加している議員お2人から議会に伝えてほしい。まちづくりにおいて議会にどのような役割や責務があると考えておられるのか、ご検討され、まとめていただき、条文に反映してほしい。議会の思いが得られないと、条例化も難しい。

笥委員) まちづくりにおいては、議会の役割と議員の役割、2つの視点が必要だ。

浅岡委員) 誰でも相談しやすい議会・議員であってほしい。特に昼間不在のサラリーマン世帯は相談しにくいので。

大門委員) 住民と議会の相互理解・意思疎通があつてこそ。

佐々木委員) (先行する自治体の事例をみると、ありふれた内容ばかりなので、) 先行する自治体よりも進んだ表現は欲しい。

大門委員) 条文どう表現するかは、議会としてのコンセンサスを得てほしい。

若生座長) 議員お2人には、議会で調整いただくよう、お願いしたい。

～テーマ4.『行政の責務について』～

○行政に求められるまちづくりの方向性について、過去の懇話会における意見を事務局が披露したうえで、府内先行自治体の条文例を紹介。その後、意見交換を行った。時間の都合、意見交換は次回に継続する。

浅岡委員) 八尾市のように「対話に基づく」という表現は、住民と行政の垣根を取り、歩み寄るという意味で、行政の責務に盛り込みたい表現だ。

寛委員) 柏原市のように、「市民と情報を共有する」という表現も、住民とともにという点では、良い表現だ。

大門委員) まちづくりにおける責務の主体を「職員は…」と表現すると、職員個人の問題となってしまうので、行政全体の問題とするために、責務の主体を「行政は…」という表現にとどめている事例もある。

若生座長) 責務について住民目線だと、住民が接することとなるしょくいんについての表現がいるのではないか。責務の担い手を行政とするのか、職員とするのか、使い分けなければならない。職員個人の能力やモチベーション次第でまちづくりの進み方が変わるので、職員を責務の担い手のひとつとする必要はある。首長と行政は同じことなので、1つにまとめてもよいのではないか。

～次回日程～

○5月22日(水)、午後6時から。場所は役場4階大会議室北。